

3 遺言書の記載例③ ～受遺者及び遺言執行者を定める場合～

記載例③では、受遺者、遺言執行者の定め方や遺言書の内容の変更方法を確認しましょう。文字の変更がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更の旨を付記して署名し、変更箇所に押印をする必要があります（民法第968条第3項の要件）。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の1及び2の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

（預金）

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の不動産のすべてを、次の者に遺贈する。

（遺言）

住所 東京都千代田区九段南1丁目1番15号
氏名 中山花子
生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 東京都板橋区板橋1丁目44番6号
氏名 東京和男
職業 弁護士
生年月日 昭和40年11月15日
令和5年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎

（遺言）

上記2中 3字削除2字追加 遺言太郎

1 / 2

余白10ミリメートル以上

文言の変更・追加

変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。

修正テープや修正インクで修正することはできません。変更等があるときは書き直すことをおすすめします。

受遺者の記載

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。申請書に受遺者としての記載が必要です（P21・P22参照）。

遺言執行者の記載

氏名のほか、生年月日、肩書き、住所等のいずれかで人物が特定できるように記載します。遺言執行者はご家族や知人から選ぶことができ、複数人指定することもできます。遺言執行者を指定した場合は、申請書に遺言執行者としての記載が必要です（P21・P22参照）。

自筆証書遺言書保管制度について

ステップ1
遺言書を作成する

ステップ2
申請書を作成する

ステップ3
添付書類等を準備する

ステップ4
予約する

ステップ5
法務局遺言書保管所に行く

Q & A
関連ホームページ

自筆証書遺言書保管制度について

ステップ1
遺言書を作成する

ステップ2
申請書を作成する

ステップ3
添付書類等を準備する

ステップ4
予約する

ステップ5
法務局遺言書保管所に行く

Q & A
関連ホームページ

記載例③の財産目録はパソコンで入力して作成・印刷したものです。財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以外の事項は遺言書本文に自書しましょう。

余白5ミリメートル以上

別紙 目録

1 所在 東京都府中市新町
地番 2番44
地目 宅地
地積 〇〇〇平方メートル

2 所在 東京都府中市新町2番地44
家屋番号 2番44
種類 居宅
構造 木造かわらぶき〇階建
床面積 〇〇〇平方メートル

3 〇〇銀行〇〇支店
(店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇)

遺言太郎

（遺言）

④変更箇所への押印

上記署名中 4字削除4字追加 遺言太郎

①変更場所の指示 ②変更した旨 ③署名

2 / 2

余白10ミリメートル以上

署名は必ず自書する必要があります。財産目録の変更方法も遺言書本文と同様です。

署名部分をパソコン等で入力して作成することはできないため、記載例③の財産目録はこれを自書に変更したものです。文言の変更方法をもう一度確認しましょう。

①変更場所の指示
②変更した旨
③署名
④変更箇所への押印

平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合は、財産目録も自書である必要があります。

ページ数は、民法上求められる記載ではないため、修正しても署名・押印等は不要です。